

授業料等学費の納入と

就学支援金等助成金の受給に関する年間イメージ

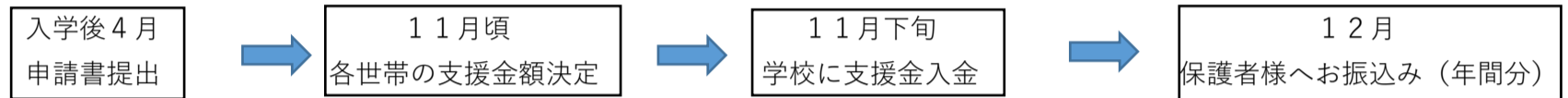
【授業料無償の目安】

世帯年収の目安が、都内生約910万円未満・埼玉県等都内生以外約590万円未満の世帯は、本校の年間授業料396,000万円が国および都から助成されます。

(33,000円×12か月分)

※埼玉県等都内生以外の約590万円～約910万円未満の世帯は年間で118,800円(9,900円×12か月分)が国から助成されます。

【学費の納入と助成金の受給の流れ】



入学後申請した後、11月頃に助成金が決定し、実際に保護者様が受給できるのは12月頃となります。

それまでは授業料を含む学費等として毎月49,500円ずつを納入していただきます。

保護者様の口座に振込まれた後は、助成金を授業料を含む学費等のお支払いに充当することが可能です。

※毎月の納入金(49,500円)には、授業料、その他学費の他に修学旅行の積立金も含まれています。但し4月と9月に関しては副教材費・検定料の預り金として別途費用をお預かりいたします。

(令和4年度 1年生) 授業料等学費および預り金の納入の年間のイメージ

(円)

振替回次		第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回		
月分内訳	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	
振替月日	4/14	5/16	6/14	7/14	8/15	9/14	10/14	11/14	12/14	1/16	2/14		
口座への入金期日	-	5/13	6/13	7/13	8/12	9/13	10/13	11/11	12/13	1/13	2/13		
授業料	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	396,000
維持費	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	111,600
実習費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	36,000
冷暖房空調費	4,200	4,200	200	200	200	200	200	200	200	200			10,000
副教材費・検定料等	30,000					15,000							45,000
修学旅行積立金			4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	40,000
合計	79,500	49,500	49,500	49,500	49,500	64,500	49,500	49,500	49,500	49,500	98,600		638,600

1年次納入額 合計 → 638,600



※上記以外に校外授業の参加費として実費(20,000円程度)を実施前に現金にて納入いただく予定です。

就学支援金は11月末～12月上旬に学校引落口座へ振り込まれます。したがって12月以降の学費はその就学支援金をそのまま学費の支払いに充当できます！

授業料軽減助成金(都内生)は12月末に保護者様の口座に振り込まれます。したがって1月以降の学費に充当できます。

負担軽減措置

A推薦入学者は入学金免除

☆A推薦の入学者は、**入学金の240,000円が免除**されます！



◎来年度より新教育課程が実施され、公立・私立に関係なくPC端末が必要となります。
☆免除された240,000円で、PC端末・制服等の学校指定品購入費用の一部に充てることができます！

本校独自の

選べます！

『助成金前受学費充当（先払い）プラン』について

月々納入額 49,500円 → **16,500円**

※修学旅行積立金も含む。 ※4月と9月に関しては副教材費・検定料の預り金として別途費用をお預かりいたします。(年間45,000円)

本来12月頃に年間分の就学支援金等の助成金(396,000円)を一括で受給するところ、これを4月の申請時点で受給できるものと見込んで、4月分の納入額から助成金(=授業料)の月額分(33,000円)を毎月差し引き、月々の納入のご負担を大幅に軽減する制度です。

【対象者】

- ①都内生：世帯年収約910万円未満
埼玉県他東京以外：世帯年収約590万円未満
- ②各制度を申請される方(入学後)
- ③上記に該当する世帯で本制度を希望される方

(令和4年度 1年生)

希望者限定！ 『助成金前受学費充当プラン』

◆国・都からの助成金(月額33,000円)を毎月の学費から差し引きした場合の納入イメージ (円)

振替回次		第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回		
月分内訳	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	
振替月日	4/14	5/16	6/14	7/14	8/15	9/14	10/14	11/14	12/14	1/16	2/14		
口座への入金期日	-	5/13	6/13	7/13	8/12	9/13	10/13	11/11	12/13	1/13	2/13		
授業料	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	396,000
就学支援金	-33,000	-33,000	-33,000	-33,000	-33,000	-33,000	-33,000	-33,000	-33,000	-33,000	-33,000	-33,000	-396,000
維持費	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	111,600
実習費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	36,000
冷暖房空調費	4,200	4,200	200	200	200	200	200	200	200	200			10,000
副教材費・検定料等	30,000					15,000							45,000
修学旅行積立金			4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	40,000
合計	46,500	16,500	16,500	16,500	16,500	31,500	16,500	16,500	16,500	16,500	32,600		242,600

支援金額が決定するまでの期間の充当金は学校で立替えいたします

4月：支援金申請

11月：支援金額決定 ※年間分の充当額はそのまま充当金に充てる為、保護者様へのお振込みはございません。

※上記以外に校外授業の参加費として実費(20,000円程度)を実施前に現金にて納入いただく予定です。

【ご注意】

万が一、収入超過等で就学支援金等助成金が396,000円受給できなかった場合は、未納分の学費等については、年度内に全額納入していただきます。

<助成金前受学費充当プラン Q&A>

Q1.学費充当プランとは？

A. 本来、就学支援金等の助成金額が決定後、年間分をまとめて12月頃に保護者様にお振込みするものを、希望される御家庭につきましては、4月の学費納入から月々の学費のうち、月々の就学支援金額である授業料相当額（¥33,000円）をあらかじめ差し引いて（学校が立替えて）月々の学費納入額を減額する方法を選択できる本校独自の制度です。

Q2.誰でも学費充当プランを希望できますか？

A.いくつか条件があります。

- ・学費充当プランを希望する方
- ・世帯年収の目安（都内生：約910万円未満、埼玉県等その他：約590万円未満の世帯）
- ・就学支援金を申請する方（都内生に関しては授業料軽減助成金の申請も必須）

Q3.学費充当プランを希望する場合は、いつ申請するの？

A.入学前3月に行われる入学準備説明会時に、希望の有無に関する書類を提出していただきます。就学支援金の申請は4月、都内生対象の授業料軽減助成金の申請は6月になり、申請書は学校から配布いたします。

Q4.年度途中から学費充当プランに変更することはできますか？

A.できます。但し登録の変更に時間がかかる為、申告後2ヶ月後からの変更になる場合もございます。

Q5.学費充当プランを適用していて、年度途中で進路変更等により転学（又は退学）することになった場合どうなりますか？

A.助成金の決定が11月、お振込みは12月頃となる為、その前に進路変更する場合は在学期間中の充当額分に関しましては、全額お支払いしていただきます。

(例) 7月31日に転学（又は退学）の場合

	4月	5月	6月	7月	合計
通常	79,500	49,500	49,500	49,500	①228,000円
充当プラン	46,500	16,500	16,500	16,500	②96,000円

①－②＝△132,000円（充当金額合計＝学校立替え分）の為、この金額を在学期間中に一度お支払いしていただくこととなります。助成額が決定後、保護者様の口座にお支払いいたします。

Q6.収入超過等で就学支援金等助成金が授業料の差し引き額の合計額を受給できなかった場合はどうなりますか？

A.未納分の学費等については、当該年度の進級判定会議日までに全額納入していただきます。